

当資料より新しい情報につきましては、以下を御覧ください。

「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』(2015年9月29日発行 878号)

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9498994>>

ISSUE BRIEF

欧米主要国の政治資金制度

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 454 (AUG. 4. 2004)

はじめに

- I アメリカ合衆国
- II イギリス
- III ドイツ
- IV フランス
- V カナダ

政治議会課

きりほら やす文
(桐原 康栄)

調査と情報

第454号

はじめに

「政治資金」とは、政党をはじめとする政治団体及び政治家（公職の候補者）の政治活動のために使用される資金の総称である。

政治資金の主な供給源は、①党費及び事業収入、②個人及び企業、労働組合その他の団体からの寄附収入、③公的資金の3つである。①は、政党・政治団体の活動の基盤となる自己資金、②は、国民の政治参加手段の一つとも捉えられる民間資金である。そして③は、国民の税金を財源とする資金であり、政党や候補者に対する国庫補助及び選挙費用償還のほか、寄附に係る税制上の優遇措置なども、広い意味ではこれに含まれる。

①の党費及び②のうち少額の個人献金は、政策への一般的賛同など、党员又は個人の政治的理念に基づくものの比重が高いとされ、民主主義の基本原則である「一人一票の原則」にも合致すると考えられている。こうした認識は、欧米主要国においてほぼ共通しており、各国とも党費や個人献金を重視する傾向にあるといえる。

本稿においては、わが国の政治資金規制を巡る議論に資するため、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びカナダの政治資金制度について、その概要を紹介する¹。

I アメリカ合衆国

グラスルーツ・デモクラシーで知られるアメリカの民主主義においては、個人の政治参加が重要視されている。個人献金は、政治資金の主要な供給源となっており、ダイレクトメールや大規模なパーティーなど、個人献金を組織的に集める手法も発達している。

一方、企業による寄附は1907年から、労働組合による寄附も1940年代から禁止されているが、企業や労働組合が政治活動のための分離基金（Separated Segregated Fund: SSF、いわゆる PAC）を設立し、その構成員等から個人献金を集積して間接的に寄附を行うことは、合法化されている。

1 収入・支出の規制

(1) 寄附の質的制限

連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act）は、政治資金と選挙運動費用とを区別しない一元的な規制の下に、企業、労働組合及び政府と契約関係にある者が連邦選挙に関して寄附を行うことを禁止している。また、外国に本拠のある者や他人名義による寄附を禁止するとともに、100ドル（約1万1千円²）を超える寄附は現金ではなく小切手等で行うこと、候補者はその指定する政治委員会を通して資金を管理すること、寄附を受領する者は銀行口座を設置すること等を規定している。

その一方で、同法は、企業や労働組合等が政治活動委員会（Political Action Committee: PAC）を設置することを容認している。PACは、その母体となる企業等の役員や株主等から個人献金を集め、これを候補者等に寄附することができる。企業等は、PACの管理・運

¹ 本稿においては、各国の現行制度を中心に述べる。欧米主要国の政治資金規制の沿革・動向については、大曲薫「欧米の企業献金規制の動向」『レファレンス』579号、1999.4、pp.23-74に詳しい。

² 円換算は、平成16年8月分の報告省令レートを基に、1ドル=110円、1ポンド=201円、1ユーロ=133円、1カナダドル=81円として計算し、適宜四捨五入を行った。以下同じ。

営費用等を負担することができる代わりに、PAC の名称には当該企業等の名称を含める必要がある。

(2) 寄附の量的制限

寄附を量的に制限する目的は、候補者や政党等に広く、薄く資金を集めさせることにより、富裕な寄附者等が政治に過度の影響力を及ぼすことを防止することにある。

連邦選挙運動法は、寄附者・受領者ごとに細かく区分された量的制限を設定しており、例えば、個人は、候補者の政治委員会に対しては選挙ごとに 2 千ドル (約 22 万円) まで、PAC に対しては年間 5 千ドル (約 55 万円) までの寄附を行うことができる (表 1 参照)。こうした個別制限とは別に、個人の寄附については 2 年間で 9 万 5 千ドル (約 1 千万円) までの総枠制限³があるが、PAC の寄附には、総枠制限は設定されていない。

表 1 アメリカの寄附の量的制限

寄附者	受領者				その他の制限
	候補者委員会	PAC	州・地域 政党委員会	全国 政党委員会	
個人	選挙ごとに 2,000ドル*	年間 5,000ドル	年間合計 10,000ドル	年間 25,000ドル*	2年間で95,000ドル*
州・地域 政党委員会	選挙ごとに 合計5,000ドル	年間合計 5,000ドル	制限なし		
全国政党委員会	選挙ごとに 5,000ドル	年間 5,000ドル	制限なし		上院候補者へは選挙 ごとに35,000ドル*
PAC (多数候補者 ⁴)	選挙ごとに 5,000ドル	年間 5,000ドル	年間合計 5,000ドル	年間 15,000ドル	
PAC (多数候補者以外)	選挙ごとに 2,000ドル*	年間 5,000ドル	年間合計 10,000ドル	年間 25,000ドル*	

(注) *を付した上限額は、物価上昇率に連動して変更されることがある。

(出典) Federal Election Commission, Record (29), January 2003, p.7.

(3) ソフトマネー

ソフトマネーとは、連邦選挙運動法の規制外で流通し、連邦選挙以外の政治活動のために用いられる資金の総称である。同法が連邦選挙に直接影響する資金 (ハードマネー) のみを規制対象とする建前をとっていたため、連邦選挙以外の一般的政治活動や州・地方選挙のための活動に用いるという名目により、多額のソフトマネーが流通することとなった。

2002年の超党派選挙運動資金改革法 (Bipartisan Campaign Reform Act) は、政党の全国組織によるソフトマネー調達等を禁止するとともに、ソフトマネーを利用した選挙前の政治広告にも制限を加えた⁵。

³ 総枠制限の内訳は、候補者へは 3 万 7500 ドル (約 400 万円) まで、PAC 及び政党へは 5 万 7500 ドル (約 600 万円)。うち、州・地域政党及び PAC への寄附は 3 万 7500 ドル) までとなっている。

⁴ PAC のうち、6 か月以上の登録・50 人以上からの寄附受領等の要件を満たしたものは、「多数候補者委員会 (multicandidate committee)」として、より広い活動範囲が認められる。

⁵ 超党派選挙運動資金改革法の主要な規定について、表現の自由を侵害するなどとして違憲訴訟が提起されたが、連邦最高裁は 2003 年 12 月、同法の規定をほぼすべて合憲とする判断を下している。

しかし、政党の州・地域組織に対する年間1万ドル（約110万円）までのソフトマネー寄附は許容されており、非営利団体等も規制を免れているなど、今後もソフトマネーが流通し続ける可能性がある。

(4) 支出の制限

1976年のバックリー対バレオ事件判決（424 U.S. 1（1976））において、候補者の支出に対する規制は、憲法が保障する「表現の自由」を侵害するものと判示された。このため、支出を制限されるのは、大統領選挙において後述の国庫補助を受領しようとする候補者及び政党に限られており、それぞれに支出限度額が設定されている。

2 公的資金（大統領選挙に対する国庫補助制度）

特定の寄附者による影響力を排除し、資金力の乏しい候補者にも意見表明や立候補の機会を与えることなどを目的として、大統領選挙に対する国庫補助制度が設けられている。

国庫補助の財源は、納税者が任意で積み立てる大統領選挙運動基金（Presidential Election Campaign Fund）である。所得税納税者は、納税時に自己の所得税から3ドルを当該基金に払い込むよう指定することができる（チェックオフ制度）。ただし、特定の政党名や候補者名を指定することはできない。

国庫補助は、①予備選挙候補者、②政党の候補者指名全国大会、③本選挙候補者に対して支給されるが、補助を受ける場合には、支出制限に服する必要がある。

(1) 予備選挙候補者

予備選挙における国庫補助の配分には、各候補者が集めた少額の個人献金と相関させる方式（マッチング・ファンド）が採用されている。多くの州で広く、薄く個人献金を集めた候補者が、それに見合った国庫補助を受給できる仕組みであり、1人当たり250ドル（約2万8千円）以下の個人献金を20州以上のそれぞれで5千ドル以上集めた候補者に対し、支出限度額の50%までの枠内で、集めた個人献金の総額と同額が支給される。支出限度額は、1千万ドル（約11億円）に生計費調整⁶による増額分を加えた額⁷であり、2004年選挙における限度額は、3731万ドル（約41億円）となっている。

(2) 候補者指名全国政党大会

二大政党の候補者指名全国大会に対しては、支出限度額と同額が支給される。支出限度額は、400万ドル（約4億4千万円）に生計費調整による増額分を加えた額であり、2004年選挙における限度額は、1492万ドル（約16億円）である。

(3) 本選挙候補者

本選挙候補者への国庫補助は、各候補者が当該選挙運動のために追加的な寄附を受領しないことなどを条件として、支出限度額と同額が支給される。支出限度額は、2千万ドル（約22億円）に生計費調整による増額分を加えた額であり、2004年選挙における限度額は、7462万ドル（約82億円）となっている。

3 収支の報告と公開

候補者の政治委員会及び政党等は、200ドル（約2万2千円）を超える寄附をした者の

⁶ 生計費調整（cost-of-living adjustment: COLA）は、1974年を基準として毎年計算される。

⁷ 実際には、これに20%の資金調達経費を加えた額が上限となる。なお近年、国庫補助を受領しない代わりに支出制限にも服さない、資金力の豊富な有力候補者が出てきている。

氏名、住所及び寄附金額等を記載した収支報告書を、連邦選挙委員会（Federal Election Commission: FEC）に提出しなければならない。また、収支報告書には、200ドルを超える支出の相手方等についても記載する必要がある。

連邦選挙運動法の執行と政治資金の公開・監督を担当する FEC は、収支報告書に関する調査権限等を有する独立の機関であり、提出された収支報告書を 48 時間以内（電子的に提出されたものについては 24 時間以内）に公開する。

収支報告書は、インターネット上での検索やダウンロードが可能であり⁸、政治資金の透明性はかなり高いといえる。

II イギリス

イギリスの政治資金規制は、1883 年の腐敗及び違法行為防止法以来、候補者の支出制限が中心となっている。個人が拠出する自由と政党が寄附を求めて競う自由とは、健全な民主主義の一側面であると考えられており、政治資金の規制は、寄附の制限よりも、支出の制限や収支の公開によって行われるべきであるとされている。

従来、政党・政治団体に対する政治資金規制は存在していなかったが、1990 年代以降の資金需要の増大や外国からの献金スキャンダルなどを背景として、2000 年に、政党、選挙及びレファレンダムに関する法律（Political Parties, Elections and Referendums Act）が成立した。この法律は、政党に対する支出制限や収支報告の義務を初めて導入するなど、画期的な改革を含んでおり、イギリスの政治資金制度を大きく変革したといえる。

また、企業及び労働組合が行う寄附については、それぞれ会社法及び労働組合法による制約があるが、いずれも量的な制限は設けられていない。

1 収入・支出の規制

(1) 寄附の制限

寄附者として認められるのは、①有権者登録をした個人、②国内の登録政党、③国内の登記会社、④国内の登録労働組合、⑤その他国内に本拠を置き、又は国内で主たる事業を行う団体等に限られる。これら以外の者からの寄附は、登録政党は 200 ポンド（約 4 万円）、候補者は 50 ポンド（約 1 万円）を超えるものについて、受領することが禁止されている。

企業が年間 200 ポンドを超える寄附を行う場合には、貸借対照表に添付する取締役報告に、その寄附先と寄附金額を記載することが義務付けられている。さらに、企業が政治目的の支出をするに当たっては、事前に株主総会の承認決議を得ることが条件とされている。

また、労働組合は、その一般会計から政治目的の支出を行うことを禁止されている。このため組合は、政治基金を設置し、そこに組合員の会費を集積して間接的に寄附を行う。ただし、会費の払込みは組合員の任意でなければならず、政治基金の設置についても、10 年ごとに組合員の承認が必要とされる。

(2) 支出の制限

候補者及び政党に対して、選挙運動費用の支出限度額が設定されている。対象期間は、選挙前の 1 年間である。

1983 年国民代表法（Representation of the People Act）は、下院議員候補者の支出限

⁸ FEC のホームページを参照。<<http://www.fec.gov/>>

度額を表2のように定めている。この支出限度額は、政党本位の選挙や連座制等の厳格な罰則の存在とあいまって、候補者の選挙運動費用を極めて低額に抑制することに成功しているといえる⁹。

一方、政党、選挙及びレファレンダムに関する法律により、政党の支出は、候補者を擁立した選挙区ごとに3万ポンド（約600万円）までに制限される。したがって、全国659選挙区で候補者を擁立した場合の政党の支出限度額は、1977万ポンド（約40億円）となる。

表2 イギリスにおける下院議員候補者の支出限度額

立候補した選挙区等	選挙運動費用支出限度額
県選挙区 (county constituency)	5,483 ポンド+当該選挙区の有権者数×6.2 ペンス
都市選挙区 (borough constituency)	5,483 ポンド+当該選挙区の有権者数×4.6 ペンス
補欠選挙	10 万ポンド

2 公的資金

一定条件を満たす野党会派に対する補助（ショートマネー）及び主要政党に対する年間総額200万ポンド（約4億円）までの政策立案補助（policy development grants）が存在するが、本格的な政党国庫補助の導入は見送られている。また、個人献金を促進するための優遇税制も、税込減などの理由から、導入には至っていない。

3 収支の報告と公開

政党は、選挙運動費用報告書及び毎年の収支報告書のほか、その受領した5千ポンド（約100万円）を超える寄附に関する四半期ごと（総選挙期間中においては毎週）の寄附報告書を選挙委員会（Electoral Commission）に提出しなければならない。政党の選挙区支部も、その受領した1千ポンド（約20万円）を超える寄附について寄附報告書を提出する必要があるほか、候補者に対しても、選挙運動費用報告書の提出が義務付けられている。

さらに、政党に対して年間総額5千ポンドを超える寄附を行った者は、その金額及び寄附先等の明細を記載した報告書を提出しなければならない。

提出された収支報告書等の内容は、インターネット上での閲覧が可能である¹⁰。

III ドイツ

ドイツの政治活動及び選挙活動の中心を担うのは政党であり、政治資金規制の対象も、基本的に政党である。そして、ドイツ基本法第21条が政党財政の公開を定めていることから、政治資金の規制は、その公開によって行うことが原則であるとされ、個人や法人の寄附を禁止したり、上限を設けたりすることは、憲法上困難であると解されている。

一方、政治過程の構成員は個人であり、選挙権を持たない法人の寄附には問題が多いとされる。このため、ドイツの政治資金規制においては、政党国庫補助の配分方式と税制上の措置により、党費及び少額の個人献金を優遇し、間接的に企業等団体の寄附を抑制する

⁹ 2001年総選挙における候補者の平均支出額は、1人当たり3,581ポンド（約72万円）であった。

¹⁰ 選挙委員会のホームページを参照。<<http://www.electoralcommission.gov.uk/>>

工夫がされている（後述 2 参照）。

こうした規制の下で、政党収入の主要部分は、党費、個人献金及び国庫補助によって占められており、企業等団体による寄附の比重は、比較的 low に抑えられている。

1 収入・支出の規制

寄附の量的制限及び支出の制限は、存在しない。1967 年政党法（直近の改正は 2002 年）は、寄附の質的制限として、次の①から⑧の寄附を禁止するほか、現金による寄附の受領を 1 千ユーロ（約 13 万円）までに制限している。すなわち、①公法上の法人、議会内の会派及び集団、地方自治体代表機関の会派及び集団による寄附、②公益団体・慈善団体等による寄附、③外国からの寄附¹¹、④職業団体からの寄附であって政党への転送を条件に当該団体に寄附されたもの、⑤連邦・州等の直接の資本参加率が 25% を超える企業による寄附、⑥1 回で 500 ユーロ（約 6 万 7 千円）を超える身元不明又は匿名の寄附、⑦明らかに特定の経済的利益又は政治的利益の供与を期待して、又はその見返りとして提供される寄附、⑧25% を超える報酬を支払うことを条件に第三者から得た寄附は、禁止される。

2 公的助成

(1) 政党国庫補助

政党に対する国庫補助は、年間総額 1 億 3300 万ユーロ（約 180 億円）の枠内（絶対的上限）で、各政党が集めた党費・個人献金による収入を上限（相対的上限）として配分される。補助の額は、政党の選挙における得票数及び集めた党費・個人献金の額にそれぞれ一定額を乗じ、さらに絶対的上限及び相対的上限を加味して算定される。

得票数に基づく国庫補助は、直近の欧州議会若しくは連邦議会選挙において有効投票総数の 0.5% 又は一の州議会選挙で有効投票総数の 1% 以上を獲得した政党に対して、その獲得した有効投票ごとに、400 万票までは 0.85 ユーロ、400 万票を超える分は 0.7 ユーロを乗じて算定される。

党費・個人献金の額に基づく補助は、一の選挙区で有効投票数の 10% 以上を獲得した政党に対して、当該政党が集めた党費・個人献金の 1 ユーロごとに 0.38 ユーロを乗じて算定される。ただし、算定に加えられる党費・個人献金の額は、1 人当たり 3,300 ユーロ（約 44 万円）までとなっている。

この配分方式は、政党と国民との結び付きが強まれば強まるほど多くの補助が受けられる仕組みとなっており、党費及び個人の寄附を重視することによって、間接的に企業等団体による寄附の抑制を狙ったものである。

(2) 税制上の優遇措置

政党への党費・個人献金は、1,650 ユーロ（約 22 万円）までは 50% の税額控除、1,650 ユーロを超える 3,300 ユーロまでは所得控除の対象となる。こうした優遇税制は、政党国庫補助の配分方式と組み合わせることにより、少額の党費・個人献金を中心とした政党財政の確立に寄与しているといえる。

3 収支の報告と公開

政党法は、会計報告に関する詳細な規定を置いており、政党は、毎年、収入・支出の計

¹¹ ただし、外国人による 1 千ユーロ以下の寄附は容認される。

算書及び資産計算書から成る会計報告書を作成し、連邦議会議長に提出しなければならない。この会計報告書には、党費、寄附、国庫補助その他の収入及び支出等を記載し、経済監査士又は経済監査協会による監査を受けることが必要である。

寄附等のうち、年間1万ユーロ（約130万円）を超えるものについては、寄附者等の氏名、住所及び金額等を会計報告書に記載しなければならない。1回で5万ユーロ（約670万円）を超える寄附については、直ちに連邦議会議長に報告する必要がある。

また、倫理綱領により、連邦議会議員への寄附も公開の対象とされており、1万ユーロを超える寄附を受領した議員には、連邦議会議長への報告が義務付けられている。

提出された会計報告書の内容は、連邦議会の刊行物として公表される。

IV フランス

個人主義の伝統から、立法府は政治資金に関しても不干涉の傾向が強かったが、政治資金の高騰と度重なるスキャンダルなどを受けて、1988年に政治資金の透明性に関する法律が制定された。さらに、1990年及び1993年の法律による規制強化を経て、1995年からは政党・政治団体を除く法人による寄附は、全面的に禁止されている。

一方、法人による寄附禁止の代替措置として、候補者に対する選挙運動費用の償還制度及び個人献金に対する税制上の優遇措置など、公的資金による枠組みが整備されている。

1 収入・支出の規制

(1) 寄附の質的制限

政党・政治団体を除く法人による寄附の禁止に加えて、外国からの寄附及び外国法上の法人（政党を含む。）による寄附を受領することも、禁止される。また、候補者は、選挙前の1年間、選挙資金団体又は会計代理人を通して資金調達を行わなければならない。選挙資金団体及び会計代理人には、一の銀行口座又は郵便口座を設置して財政活動を行うことが義務付けられている。

このほか、現金による寄附についても制限が置かれており、150ユーロ（約2万円）を超える寄附は、すべて小切手により行わなければならない。さらに、後述の選挙運動費用の支出限度額が1万5千ユーロ（約200万円）を超える候補者は、現金による寄附収入の総額を当該支出限度額の20%以下に抑える必要がある。

(2) 寄附の量的制限

個人の寄附は、候補者に対しては選挙ごとに4,600ユーロ（約61万円）まで、政党に対しては年間7,500ユーロ（約100万円）までに制限される。企業、労働組合その他の団体による寄附は禁止されるが、企業等も党費を支払うことは可能である。

(3) 支出の制限

下院議員候補者に対して、選挙運動費用の支出限度額が設定されており、選挙区ごとに、 $(3万8千ユーロ + 当該選挙区の人口 \times 0.15 \text{ユーロ})$ に係数1.12¹²を乗じて算定される。例えば、人口10万人の選挙区の場合には、 $(3万8千ユーロ + 10万人 \times 0.15 \text{ユーロ}) \times 1.12 = 5万9,360 \text{ユーロ}$ （約790万円）が支出限度額となる。

¹² 係数は、3年ごとに政令で調整される。なお、本文中の1.12は、2002年3月14日の政令第350号による。

2 公的資金

(1) 政党国庫補助

政党の選挙における得票数及びその保有する議席数に応じた国庫補助制度が存在する。補助の総額は、毎年予算に計上され、議会の議決を経て決定される。また、国庫補助の受領だけを目的とする小政党・政治団体の結成を防止するため、国庫補助は、第一部分と第二部分に分けられ、それらを有機的に連動させる仕組みとなっている。

第一部分は、50以上の選挙区において候補者を立てた政党・政治団体であって、当該候補者がそれぞれ有効投票数の1%以上を獲得したものに對し、第1回投票における得票数に応じて配分される。第二部分は、第一部分の受領資格を得た政党・政治団体に対し、その保有する議席数に応じて配分される¹³。

(2) 選挙運動費用の償還

第1回投票において有効投票数の5%以上を獲得した下院議員候補者に対し、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、選挙運動費用支出限度額の50%が一律に国庫から償還される。

(3) 税制上の優遇措置

法人献金禁止の代替措置の一つとして、また、個人献金の伸び悩み等を背景に、個人献金について手厚い税額控除制度が存在している。これは、小切手により寄附を行った個人に対し、その課税対象所得の20%を限度として寄附額の60%に相当する所得税額を控除するというものであるが、控除限度額は、寄附者の所得に比例して増額される。すなわち、高額所得者ほど控除される税額の枠が拡大される仕組みとなっており、この点、ドイツや後述のカナダにおける少額の個人献金を促進する制度とは異なるものといえる。

3 収支の報告と公開

国庫補助を受領する政党は、毎年の収支報告書を、また、下院議員候補者は、選挙運動費用収支報告書を、各々、選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会（Commission Nationale des Comptes de Campagnes et des Financements Politiques: CNCCFP）に提出しなければならない。

報告書の内容は、簡略化された形式により官報で公表されるが、個々の寄附者の氏名や金額等の公開については規定されておらず、政治資金の実態を把握することは困難である。

V カナダ

1974年の選挙支出法によって構築されたカナダの政治資金規制は、政党及び候補者の支出制限を中心とする制度であった。寄附について量的な制限はなく¹⁴、質的制限としても外国からの寄附を禁止する程度にとどまっていた。また、公的資金による助成は部分的なもので、政党の一般的政治活動に対する国庫補助制度は存在していなかった。

こうした緩やかな規制下において、企業その他の大口寄附者からの寄附が次第に問題視

¹³ 2003年の政党国庫補助の総額は、7322万1219ユーロ（約97億円）であった。

¹⁴ ただし、オンタリオ州、ケベック州など、州レベルでは1970年代から寄附の上限が存在している。

されるようになり、2003年の選挙法改正によって、寄附制限は大幅に強化された。

この改正の結果、政治献金は原則として個人の行うものに限られ、企業等団体による寄附は、例外的にのみ認められることとなった。また、政党の党首選挙及び予備選挙が初めて規制対象に加えられるとともに、寄附制限強化の代替措置として、得票数に基づく政党国庫補助が導入され、候補者及び政党に対する選挙費用償還並びに寄附に対する税額控除の枠も拡大されている。

1 収入・支出の規制

(1) 寄附の制限

個人による寄附は、カナダ国民及び永住権者によるものに限られる。さらに、量的制限として、登録政党及びその登録選挙区支部、下院議員候補者、予備選挙候補者¹⁵に対しては年間5千カナダドル（約41万円）まで、登録政党の党首選挙候補者に対しては党首選挙ごとに5千カナダドルまで、登録政党の公認を受けない下院議員候補者に対しては選挙ごとに5千カナダドルまで、という制限が課せられている¹⁶。

企業等団体による寄附は、原則として禁止される。ただし、国内において事業を行う法人、国内において労働者の権利のために団体交渉を行う労働組合及び非法人団体は、登録政党の登録選挙区支部、下院議員候補者及び予備選挙候補者に対しては年間1千カナダドル（約8万1千円）まで、登録政党の公認を受けない下院議員候補者に対しては選挙ごとに1千カナダドルまでの寄附を行うことができる。補助金により運営される王室所有の企業及び連邦政府からの出資が50%を超える企業は、寄附を行うことができない。

(2) 支出の制限

登録政党、下院議員候補者及び予備選挙候補者に対して、選挙費用の支出限度額が設定されている。

登録政党の支出限度額は、当該政党が候補者を公認した選挙区における有権者ごとに0.70カナダドルを乗じ、さらに物価上昇調整係数¹⁷を乗じて算定される。なお、当該選挙費用の定義には、予測調査等の実施や選挙期間中の研究に係る費用も含まれる。

下院議員候補者の支出限度額は、当該選挙区の有権者1万5千人までは1人当たり2.07カナダドル、1万5千人を超え2万5千人までは1.04カナダドル、2万5千人を超える分については0.52カナダドルを乗じて算定される。

また、予備選挙候補者の支出限度額は、当該選挙区における下院議員候補者の支出限度額の20%となっている。

2 公的資金

(1) 政党国庫補助

直近の総選挙において、全国で有効投票総数の2%以上又は候補者を立てた選挙区で有効投票数の5%以上を獲得した登録政党に対し、四半期ごとの国庫補助が支給される。補助の額は、獲得した有効投票ごとに0.4375カナダドル（年額1.75カナダドル）とし、当

¹⁵ 「予備選挙候補者」とは、選挙区において登録政党の候補者として公認を得ようとする者をいう。

¹⁶ これらの上限額は、物価上昇に伴う調整を毎年行い、遺贈による寄附には適用しない。

¹⁷ 物価上昇調整係数は、カナダ統計局が発行する消費者物価指数の年間平均に基づく。

該四半期における物価上昇調整係数を乗じて決定する¹⁸。

(2) 選挙費用の償還

各選挙区において、有効投票数の10%以上を獲得した下院議員候補者に対しては、支出限度額の60%までの枠内で、当該候補者が実際に負担した金額の60%が償還される。

また、登録政党に対する償還額は、支出限度額の50%¹⁹となっている。

(3) 税制上の優遇措置

所得税法は、個人の寄附について、最高75%という非常に高い率の税額控除制度を規定している。下院議員候補者、登録政党及びその州支部、登録選挙区支部に対する1,275カナダドル（約10万円）までの金銭的寄附について、最大で650カナダドル（約5万3千円）が控除される（表3参照）。

表3 カナダにおける個人の寄附に係る税額控除

寄附の額	税額控除の額
400カナダドルまで	寄附額の75%
400.01～750カナダドルまで	300カナダドル+（400カナダドルを超えた分につき50%）
750.01～1,275カナダドルまで	475カナダドル+（750カナダドルを超えた分につき33 $\frac{1}{3}$ %）

3 収支の報告と公開

登録政党及び下院議員候補者は、選挙費用報告書をカナダ連邦選挙庁（Elections Canada）に提出しなければならない。当該報告書には、200カナダドル（約1万6千円）を超える寄附をした者の氏名及び寄附金額等を記載しなければならない。提出された報告書の内容は、インターネット上でも閲覧することができる²⁰。

なお、2003年の選挙法改正により、国庫補助を受領する政党に対して四半期ごとの収支報告書の提出²¹が義務付けられるとともに、登録政党の登録選挙区支部、党首選挙候補者及び予備選挙候補者にまで報告義務が拡大されている。党首選挙候補者は、党首選挙前の4週間について毎週の報告書を提出しなければならない。予備選挙候補者は、1千カナダドル以上の寄附を受領し、又は予備選挙運動に関して1千カナダドル以上の支出をした場合に収支報告書を提出しなければならないものとされている。

参考資料

大曲薫「主要国の企業献金規制政策」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』328号, 2000.1.31.

戸田典子「続発する不正献金事件と政党法改正」『外国の立法』213号, 2002.8, pp.185-193.

Committee on Standards in Public Life, *Standards in Public Life*, Cm 4057-I, October 1998.

¹⁸ 2004年度の各政党への国庫補助額は、自由党：919万1054カナダドル（約7億4千万円）、保守党：847万6872カナダドル（約6億9千万円）、ブロック・ケベコワ：241万1022カナダドル（約2億円）などとなっている。

¹⁹ ただし、2003年改正法の施行（2004年1月1日）後最初に行われる総選挙（2004年6月28日実施）に限り、償還率は60%とされている。

²⁰ カナダ連邦選挙庁のホームページを参照。<<http://www.elections.ca/home.asp?textonly=false>>

²¹ 当該報告義務についての規定は、2005年1月1日から施行される。

欧米主要国の政治資金制度の概要

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
主たる根拠法	連邦選挙運動法 大統領選挙運動基金法	政党、選挙及びレファレンダムに関する法律/国民代表法/会社法/労働組合法	政党法 倫理綱領 所得税法	政治資金の透明性に関する法律 選挙法典 租税一般法典	選挙法 所得税法
寄附の質的制限	<ul style="list-style-type: none"> 企業、労働組合及び政府契約者による寄附禁止(ただし、PACの設立は可能。) 外国に本拠のある者による寄附禁止 他人名義による寄附禁止 100ドル超の現金寄附禁止 銀行口座の設置義務(複数可) 	<ul style="list-style-type: none"> 有権者登録をした者以外の個人による寄附禁止 外国の政党、企業・労働組合等団体による寄附禁止 身元不明の者による寄附の受領禁止 企業による年間200ポンド超の寄附は、寄附先と金額を取締役報告に記載し、事前に株主総会の承認決議を得る。 労働組合は、政治基金を通して寄附を行い、政治基金の設置についても組合員の承認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 公法上の団体、議会内の党派・集団等による寄附禁止 公益団体等による寄附禁止 外国からの寄附制限 政党への転送を条件とする職業団体からの寄附禁止 連邦・州等の直接の資本参加率が25%超の企業による寄附禁止 1回500ユーロ超の身元不明又は匿名の寄附禁止 経済的・政治的利益を期待して又は見返りとして行う寄附禁止 1千ユーロ超の現金寄附禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 政党・政治団体を除く法人による寄附禁止 外国等からの寄附禁止 銀行口座又は郵便口座の設置義務(1口座のみ) 150ユーロ超の寄附は、小切手に限る。 候補者の現金による寄附収入額は、選挙運動費用限度額の20%まで。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ国民又は永住権者以外の個人による寄附禁止 企業・労働組合等団体による寄附は、原則禁止(例外的に、政党の選挙区支部、下院議員候補者及び予備選挙候補者に対する寄附は認める)。 外国の企業・労働組合等団体による寄附禁止 補助金により運営される王室所有企業による寄附禁止 連邦政府からの出資が50%を超える企業による寄附禁止
寄附の量的制限	個人献金は、2年間で9万5千ドルの総枠内で、候補者へは選挙ごとに2千ドル以内、PACへは年間5千ドル以内。その他、寄附者・受領者別に細かい規制あり。	制限なし	制限なし	個人献金は、候補者に対しては選挙ごとに4,600ユーロまで、政党・政治団体に対しては年間7,500ユーロまで。	個人献金は、政党及び候補者等に対して年間又は選挙ごとに5千カナダドルまで。企業・労働組合等団体献金は、年間又は選挙ごとに1千カナダドルまで。
支出制限	大統領選挙において国庫補助を受領しようとする候補者及び政党に対してのみ、制限あり。	下院議員候補者は、県選挙区で5,483ポンド+有権者数×6.2ペンス、都市選挙区で5,483ポンド+有権者数×4.6ペンス。政党は、3万ポンド×候補者を立てた選挙区数。	制限なし	下院議員候補者は、(3万8千ユーロ+当該選挙区の人口×0.15ユーロ)×1.12	登録政党は、0.7カナダドル×選挙区の有権者数×物価上昇調整係数。下院議員候補者は、選挙区の有権者ごとに2.07~0.52カナダドルを乗じた額。予備選挙候補者は、下院議員候補者の20%。
国庫補助	大統領選挙において、①予備選挙候補者、②政党の候補者指名全国大会、③本選挙候補者の3段階で補助を行う。	2名以上の国会議員を有する主要な政党に対し、年間総額200万ポンドまでの政策立案補助を支給。	総額1億3300万ユーロを上限とする政党国庫補助を、得票数及び当該政党の党費・個人献金の収入実績に基づいて配分。	得票数と議席数に応じた政党国庫補助。また、第1回投票で有効投票の5%以上を獲得した候補者に対し、選挙運動費用限度額の50%を一律に償還。	得票数に基づく四半期ごとの政党国庫補助。また、有効投票の10%以上を獲得した候補者には60%、登録政党には50%の選挙費用を償還。
税制上の優遇措置	なし	なし	政党への3,300ユーロまでの党費・個人献金について、50%の税額控除及び所得控除。	個人献金について、課税対象所得の20%を限度に60%の税額控除。	1,275カナダドルまでの個人献金について、最大650カナダドルの税額控除。
寄附者の公開基準	200ドル超	政党本部:5千ポンド超 政党支部・議員:1千ポンド超	1万ユーロ超	規定なし	200カナダドル超